

青税連

1997.6.30

ZENKOKU AOZEIEN

全青税第30回大会

ソウル大会を成功させよう

韓国特集

114

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会長 高 取 俊 二 編集人 広報部長 白 坂 博 行

No.114 CONTENTS 1997. 6

「風」

改正消費税とこれからの税制を考える 副 会 長 上田 輝夫 3 ~ 4

青年法律家協会 第9回人権交流集会

共通番号制～国民背番号制への道～分科会報告 神奈川青税 辻村 祥造 4 ~ 5

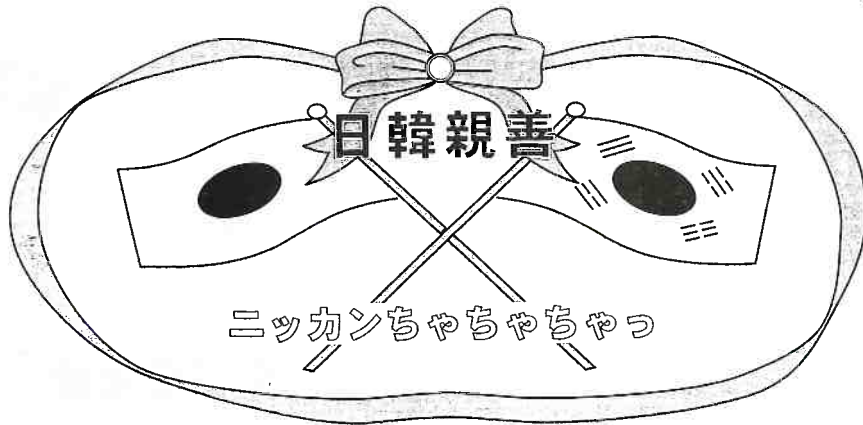
韓国特集

韓国の税制度と税務士制度 東京青税 岩田 俊一 5 ~ 17

ソウル大会は家族も満足必至 東京青税 森谷 修一 18 ~ 19

ソウルでお待ちしております ソウル大会実行委員長 小池 幸造 20

《連載》「今、東京青税では」 東京青税 橋本 和枝 21 ~ 22



『風』

改正消費税と
これからの税制を考える

副会長 上 田 輝 夫

平成9年4月より、消費税率が4%に引き上げられるとともに、地方消費税が創設され負担する税率は合わせて5%となった。消費税等の増収分5兆円と特別減税廃止による2兆円あわせて約7兆円の増収であるが、平成9年度の国家予算は無風状態のまま国会を通じた。

消費税は、「税体系全休として税負担の公平に資するため所得税を軽減し、消費に広く負担を求め、…国民が公平感をもって納税しうる税体系の構築を目指して行われる」とする税制改革の一環として平成元年4月に導入されたが、今回の税率の引き上げは、まさに「税負担の公平」の観点からではなく「財源論」の立場からの改正である。

今後消費税率がさらに上昇しないと誰にも保障できない。5%を超えれば、もはや単一税率では持ちこたえられなくなり、複数税率は必須となろう。今回何かと問題の多い「帳簿及び請求書等」の改正は帳簿方式からインボイス方式への布石とも考えられる。高税率で複数税率になると、益税問題がクローズアップされ、免税点の引き下げや、簡易課税制度の廃止等が考えられる。さらに申告納税方式を採る消費税の申告が適正かどうかを確認するため、フランスの例のように税務職員の大増員も予想される。

政府税制調査会は、「所得の平均水準が高く、かつ平準化が進んでいるわが国においては、経済力が同等の人々には同等の負担を求めるといふ「水平的公平」の意義はより大きくなっています。個人所得課税には所得補足の困難性という問題があり、そのため、所得を基準にした『水平的公平』の確保には必ず

から限界があると考えられます。他方、消費課税は消費に対して比例的な税負担を求めるものであり、水平的公平を確保する上で有益な税制です。」(これからの税制を考える一経済社会の構造変化に臨んで一)という。すなわち、政府税調は、財政構造改革の中心的税制は消費課税であることを強調し、今後は、所得課税を中心とした税体系から消費課税を中心とした税体系への移行が必要であることを示唆している。

税制に対する国民の信頼を得るうえで、もっとも重要な基本理念は税負担の公平である。問題はこの公平の内容である。政府税調は、この公平の内容は時代に応じて変化しているという。

私は、納税者の立場にたつて実質的な公平を確保することが最優先であると考え。わが国では、シャープ税制改革以降今日まで、長年にわたり国民の負担能力に応じて課税する応能負担の原則を課税の公平原則の中心としてきた。公平については、垂直的公平と水平的公平を区分し、そのバランスを保つべきであるとする考えもあるが、応能負担の原則によれば、縦の公平である垂直的公平と同所得同負担という意味での水平的公平も図られることになるのである。日本国憲法は財産権を保障する(29条)一方、福祉国家の理念のもとに生存権を保障している(25条)。生存権の保障のためには、各種の社会保障政策が必要であり、そのためには富の再分配が不可欠であり、租税を通じての再分配がもっとも適切であると考え。

応能負担の原則は、国民の負担能力すなわち担税力に応じて課税しようとするものであ

る。担税力の基準としては、所得、資産、消費の三つを上げることができる。所得は、資産形成や消費行為の源泉となるものであるから、担税力としては最も優れており、個人所得課税は、累進税率の適用や、基礎控除やその他の人的控除の制度によって、担税力に応じた公平な税負担と最低生活水準の保障を図ることが可能であるから、富の再分配や社会保障の充実の要請に最もよく合致しているのである。一方、消費税は、消費そのものに担税力を見出し課される租税であるが、例えば

消費課税前の消費性向が100%に近い低所得者層の場合には、価格に上乘せられる追加課税に対する担税力が非常に弱いので、消費は担税力の尺度としては、最も劣っていると言わざるを得ない。

したがって、消費課税は逆進性という公平課税に反する重要な問題を内在しているので、所得課税の補完的な税制として低税率に留めるべきでありこれ以上の税率の引き上げを容認すべきではない。

青年法律家協会 第9回人権交流集会

共通番号制～国民背番号制への道～分科会報告

神奈川青税 辻村祥造

青年法律家協会（正式にはそのあとに弁護士・学者合同部会とつく）は、いうまでもなく弁護士の団体であり、全国青年司法書士協議会と、私たち全国青年税理士連盟で、全国単位および各地域において三青会を結成しています。

全国の三青会では年に3回会合をもち、その時々各会の活動テーマを報告するとともに、三会の共通活動をおこなっていますが、現在、自治省が導入を考えている「共通番号制」（「住民基本台帳ネットワークシステム」）の問題が、共通テーマとなっております。

本年3月22日から23日にかけて、神奈川大学の横浜キャンパスで開催された、青年法律家協会の第9回人権交流集会においても、表題のようなテーマで報告をおこないました。

当日は小雨のなか、一般市民、各地域の市民活動をおこなっている人々、マスコミ関係者などが、安全保障、戦後補償、基地問題、環境問題、住まいの問題、学校災害など広範囲なテーマの分科会に、それぞれ参加しました。

私たちの分科会はいまだ目新しいテーマであるせいか、参加者は約20名弱と少しさびしかったのですが、高取全青税会長は名古屋から駆けつけてくれました。

報告は、次のような内容でおこないました。

- ①自治省が導入をはかる「共通番号制」についての、基本報告
辻村祥造（神奈川青税、PIJ＝プライバシー・インターナショナル・ジャパン）
- ②「国民のプライバシー保護のための法律制度はどうあるべきか」
森田明（弁護士、青年法律家協会）



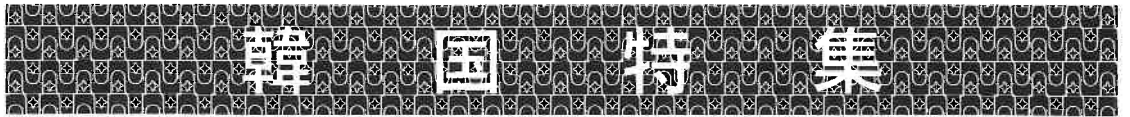
- ③「戸籍におけるコンピュータ化の脅威」
佐藤文明（戸籍評論家）
- ④「本来の納税者番号制とは」
石井孝雄（神奈川青税）
- ⑤「登記のコンピュータ化の問題点」
加藤政也（司法書士、前全国青年司法書士協議会会長）

この報告の構成は、いま非常に広範囲に、しかも急速に進みつつある、行政のコンピュータ化に焦点を当て、市民の権利がどのように侵されつつあるか、そして市民のプライバシーを守るためには、どのような法律の規制が必要であるかに焦点をあてようとしたもの



です。

今後とも、問題の所在を皆さんに訴えていきたいと考えております。



韓国の税制度と税務士制度

東京青税 岩田俊一

I. はじめに

第30回全国青年税理士連盟定時総会の翌日8月4日ソウルヒルトンホテルにおいて「韓国と日本の税務士・税理士制度と税務行政の実態と相違」というタイトルで韓国税務士考試會と全国青年税理士連盟との間で国際シンポジウムが予定されております。主催は韓国税務士考試會です。

韓国税務士考試會とは税務士試験合格者の団体で、10年ほど前の来日の際全国青年税理士連盟事務局に来訪以来の友好関係があります。

今回のシンポジウムでは、お隣の韓国で税務士制度がどのように機能しているのか、また税理士制度とどのような違いがあるのか、税務行政はどのようになっているのか、シンポジウムを通じて検証して行こうと言うのが主な目的です。

II. 韓国の税制について

韓国の租税体系は、わが国の租税体系と類似しており国税と地方税に分かれています。しかし、個々の租税に関しては、韓国租税体系表（表1）を一覧するとおわかりのように多少異なる所もあるし、わが国にない租税もあります。

簡単に韓国の税制についてご紹介することにいたします。

1. 所得税

1996年より申告納税制度を採用しており、申告書には、わが国の青色申告に相当する緑色申告制度があります。なお、小規模零細事業者のための所得標準率が広く利用されています。

(1) 所得の種類

所得の種類は、総合所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、勤労所得、一

時財産所得、その他所得)と分離課税所得(退職所得、山林所得、譲渡所得)の各所得に別れ、勤労所得とは、日本の給与所得のことで

(2) 所得控除の種類

所得控除は、勤労所得控除・退職所得控除・山林所得控除・総合所得控除(基本控除・追加控除・特別控除)・譲渡所得長期保有特別控除があります。

① 勤労所得控除

A. 常用労働者

800万ウォンを限度として、給与額400万ウォン以下は、その給与額

B. 日雇労働者

1日あたり5万ウォン

② 退職所得控除

退職給与×50%+勤続年数に応じた控除額

③ 山林所得控除

年600万ウォン

④ 総合所得控除

A. 基本控除 次に該当する場合1人当たり100万ウォン

基礎控除・配偶者控除・扶養控除・住宅保護対象者

B. 追加控除 基本控除の対象となる者で次に該当する場合1人当たり50万ウォン追加

65歳以上の老年人・障害者・寡婦等

C. 特別控除 勤労所得者である居住者で特別控除申請者は以下の控除があり、それ以外の者は、標準控除として年60万ウォンがある。保険料控除・医療費控除・教育費控除・住宅資金控除・寄付金控除

このうちわが国に見られないものに教育費控除があります。教育費控除は、勤労者本人(大学院生を除く)は全額、扶養家族は2人まで全額(大学生230万ウォン、幼稚園児70万ウォン限度)控除される制度です。

⑤ 譲渡所得長期保有特別控除(未登記譲渡資産を除く)

保有期間

3年以上 5年未満 譲渡差益×10%

5年以上 10年未満 譲渡差益×15%

10年以上 譲渡差益×30%

(3) 税率

① 総合所得に対する税率

総合所得に対する税率は、1千万ウォン以下10%・1千万超4千万以下20%(100万控除)・4千万超8千万以下30%(500万控除)・8千万超40%(1300万控除)の4段階に分かれた超過累進税率です。退職所得、山林所得も総合所得税率を使用しますが分離課税申告となります。

② 譲渡所得に対する税率

累進税率適用資産 30%~50%

例えば、居住用以外の土地建物の譲渡

適用除外資産 50%又は75%

例えば、短期譲渡や未登記譲渡

(4) 税額控除

税額控除としては、配当税額控除・外国税額控除・災害損失税額控除・勤労所得税額控除があります。

勤労所得税額控除とは、総合所得算出税額の20%(年50万ウォンを限度)が控除されます。

(5) 記帳義務

不動産所得・事業所得・山林所得のある事業者は、その収入金額に応じた帳簿を備え付け、記帳義務者となります。

① 複式簿記記帳義務者

一般の業種 前年度収入金額3億ウォン以上の者

② 簡易帳簿記帳義務者

一般の業種 前年度収入金額1億5千万ウォン以上の者

③ 日記記帳義務者

上記以外の者

(6) 確定申告及び申告期限

課税期間は、暦年で確定申告期間は翌年の5月1日から5月31日までとなっています。

(7) 緑色申告制度

緑色申告者となる資格要件は大変厳しく、誠実申告者だけにしか認められません。その特典としては、引当金・減価償却・圧縮記帳・予定申告等があります。

(8) 所得標準率

所得標準率に関しては、所得税法施行令に規定されています。標準率は、行政庁、学識者、民間人からなる委員によって構成される所得標準審議会による審議を経て、国税庁が決定します。この標準率は非常にきめ細かく定められ、標準率表は冊子となって発行されています。

(9) その他

甲種勤労所得者は年末調整により税額が清算されるので申告の必要はありません。

また、夫婦合算で4千万ウォンを超える利子・配当所得がある場合は、全ての所得が総合課税となります。

2. 法人税

(1) 事業年度

わが国の法人税とはほぼ同様で事業年度（おおよそ90%が暦年を事業年度としている）に基づいた申告納税制度を採用しています。また、納税義務を有する全ての内国法人は、申告期限内に貸借対照表を新聞に公告することが法人税法で義務付けられています。

(2) 税務調整計算書

申告書の法定添付書類として、貸借対照表、損益計算書、利益剰余金処分計算書さらに「税務調整計算書」があります。この「税務調整計算書」はわが国の申告書別表と科目の内訳明細書を併せたような書類で書式が定められており、税務士又は公認会計士が作成した外部調整計算書とそれ以外の自己調整計算書とに区分されます。外部調整計算書は政令により一定規模の法人にその添付が義務付けられています。この「税務調整計算書」は、表2

のような書式からなっています。

韓国では法人税については、1981年から従来の賦課課税制度に代わって申告納税制度が導入されました。賦課課税制度の時代には、申告書の提出後数ヶ月内に賦課決定のための調査が必ず行われていました。この調査は実地調査が主で、その調査マニュアル、チェックシートといったものが「税務調整計算書」に名前を変え、申告納税制度導入とともに、納税者に提出が義務づけられました。

(3) 申告期限

申告期限は、原則として決算確定日から15日以内ですが、「税務調整計算書」の作成を税務士あるいは公認会計士に依頼する企業は、決算確定の日から30日以内に延長されます。

決算確定日とは、事業年度終了日から60日以内となります。

(4) 修正申告書

納税者が提出した申告書に誤りを発見した場合、申告期限から6ヶ月以内は、修正申告書を提出することができます。日本と異なるのは、提出期限があることと、減額修正申告ができることです。

(5) 加算税

無申告、記帳義務の不履行、過少申告等に対し加算税が課されます。加算税の種類は以下の通りです。

- ①無申告無記帳加算税、②過少申告加算税、③未納付加算税、④源泉徴収義務不履行加算税、⑤貸借対照表公告義務違反加算税、⑥支払調書未提出加算税、⑦株式移動状況明細書未提出加算税

(6) 課税標準

法人の課税標準は、原則として以下の計算によります。

(各事業年度の所得) - 5年内の繰越欠損金 - 非課税所得 - 所得控除額 = 課税所得

(7) 主な税務調整事項

- ①寄付金限度超過額の損金不算入
- ②接待費等限度超過額の損金不算入

- ③減価償却費限度超過額の損金不算入
- ④諸引当金の限度超過額の損金不算入
- ⑤受取配当金の益金不算入
- ⑥特定役員に対する役員賞与の損金不算入
- ⑦租税公課の損金不算入

(8) 税率

税率は、1億ウォン以下16%、これを超える所得に対しては28%が適用され、非上場の大規模法人に対しては、適正留保超過所得に対し15%の留保金課税が適用されます。

3. 付加価値税

前段階控除、多段階課税の大型間接税でインボイス方式を採用しています。1995年までは、申告書にインボイスの控えを添付していましたが、1996年よりインボイスの添付に替え合計表の提出となりました。

(1) 課税対象と納税義務

付加価値税の課税対象は、財貨、用役の供給と財貨の輸入です。納税義務者は、営利目的の有無にかかわらず、事業上独占的に財貨、用役を供給する個人及び法人その他の団体です。

事業者は、予め税務署に登録番号が付番された登録証の交付を受けます。

(2) 課税期間と申告納付

課税期間は、第一課税期間（1月1日～6月30日）が7月25日、第二課税期間（7月1日～12月31日）が翌年1月25日以内にそれぞれ申告納付をすることになります。また、中間に予定納税を行います。

(3) 税率

税率は、一般課税者は10%で、課税特例者（年間収入が4800万ウォン以下の者）は2%です。

(4) ゼロ税率

輸出・外国に対する役務の提供・外国航行用役等に対しては、零税率が適用されます。

(5) 免税（非課税）

生活必需品、公共物に関する財貨、用役は免税となりますが、前段階の仕入税額は免税

業者の負担になります。また簡易課税制度があります。

4. 不服申立

納税者は、課税庁がなした処分に不服がある場合には、60日以内に不服の申立をすることができます。

5. その他の税金

その他の税金としては以下のようなものがあります。

- ①相続税②贈与税③住民税④特別消費税⑤教育税⑥総合土地税⑦資産再評価税⑧財産税⑨土地超過利得税⑩不当利得税

Ⅲ. 韓国の税務行政について

1. 国税

わが国の大蔵省にあたるのが韓国における財政省で財政省税制局が主税局にあたり税法の法案を作成しています。

国税庁が税務行政の運営を行いわが国の国税局が韓国における地方国税庁です。この地方国税庁は、ソウル・中部・京仁・大田・光州・大邱・釜山の7つあり、さらにその下に134の税務署があります。

2. 地方税

韓国の行政区は、道の下に市・郡があり、その下に区がありますが、道に属さない特別市があります。地方税は、各地方税事務所が管轄しますが自治体独自の課税権は制限されています。

3. 納税者の権利について

韓国では、今年国税基本法の一部が改正され「納税者の権利」が新設されたようです。1996年6月に政府が提案した提案理由と主要骨子は以下の通りです。（法律案は、資料1に掲載してあります）

(1) 提案理由

税務公務員が、税務調査及び事業者登録証を交付する際には、納税者に財政経済院長官が制定し告示する納税者権利憲章を交付することと共に、納税者が税務調査をうける場合

に代理人の助力をうける権利を保障し、税務公務員が税務調査終了後、納税者にその結果を通知するようにするなど、納税者の権益向上をはかるものである。

(2) 主要骨子

- ① 税務公務員が税務調査及び事業者登録証を交付する場合などには納税者に在世経済院長官が制定し告示する納税者権利憲章を交付することとする。
- ② 税務公務員は租税脱漏の嫌疑が認められる明白な資料がある場合、その他大統領令で定められる場合を除いては同じ税目又は同じ課税期間に対し再更正、再調査をしないこととする。
- ③ 納税者が税務調査をうける場合に弁護士、公認会計士又は税務士を調査に立会わせ意見の陳述をさせたりすることができる。
- ④ 税務公務員は納税者が税法で定められた納税協力義務を履行しなかった場合などを除外しては納税者が誠実であり、提出された申告書などが真実であるものと推定することとする。
- ⑤ 税務公務員は税務調査を終了した時にはその結果を書面で納税者に通知することとする。
- ⑥ 税務公務員は納税者の課税情報を課税目的などのため必要な場合を除いては他人に提供したり漏洩したりしないこととする。
- ⑦ 税務公務員は納税者が納税者の権利の内容及びその行事に必要な情報を要求する場合には迅速に提供することとする。

IV. 税務士会について

1. 税務士制度の創設

韓国の税務士制度は朝鮮戦争後に社会秩序が回復し始めた頃、国側と実業界の双方から税務士制度創設の動きがあり、1961年に国税審査請求法が制定されて、国税に関する行政救済制度が確立されることとなり、納税者の代理人としての職業専門家の必要性が高まり、1961年9月に税務士法が制定されました。

2. 税務士会の組織

韓国税務士会は1962年2月に創立(創立時会員数131人)され、同年4月に財務部長官(日本の大蔵大臣に該当する)より会則承認を受けています。現在、ソウル・中部・京仁・大田・光州・大邱・釜山の7つの地方税務士会が設けられており、韓国税務士会の機構は、表3のとおりです。

1996年9月30日現在の韓国税務士会に登録している会員は3,392名(そのうち開業している会員は3,249名)で、そのうち試験合格者は2,009名(59.2%)です。(表4参照)

V. 税務士制度について

韓国税務士法は、日本の税理士法と似ている点もありますが、微妙にその内容が異なるところがあります。以下、特徴的な税務士法を紹介いたします。

1. 法第1条の2「税務士の使命」

「税務士は公共性をもつ税務専門家として納税者の権益を保護し、納税義務の誠実な履行に役立つことを使命とする。」と規定されており、税務士が納税者の代理人としての立場を明確にしています。

2. 法第3条「税務士の資格」

税務士の資格を持つ者は、次の(1)から(4)に掲げる者です。

- (1) 税務士試験に合格した者
- (2) 国税に関する行政事務に従事した経歴が10年以上であって、そのうち一般職5級以上の公務員として5年以上在職した経歴がある者
- (3) 公認会計士の資格がある者
- (4) 弁護士の資格がある者

上記の(2)の一般職5級以上とは、日本の副署長クラスで、資格取得条件としてかなり厳しいものであります。また、日本の税理士法のように学識経験者の試験科目の免除規定は、韓国ではありません。

3. 法第5条「税務士資格試験」

税務士試験は、大統領令で定められています。表5にあるように韓国税務士試験は、1次試験(客観式)筆記試験(科目は、財政学・会計学・税法・商法・英語)合格後、2次試験(主観式)筆記試験(科目は、税法1部・税法2部・会計学)に合格して初めて税務士の資格が付与され、毎年合格率は約1%とかなり厳しくその難関さがうかがえます。

4. 法第10条「調査通知」

税務公務員は第9条の規定(署名捺印)によって提出した申告書、申請書、請求書に関して調査する必要があると認めるときは、当該税務士に対して、調査の日時、場所を通知しなければならない。

韓国の場合は、署名押印した税務士に調査通知することになっています。

5. 法第12条の5「税務士の教育」

①税務士の資格がある者で総理令において定めるものが税務代理の業務を開始しようとする場合には、第6条(登録)の規定に基づき、登録する前に総理令が定めるところに従って、実務教育を受けなければならない。

②第6条第1項の規定に基づき登録した税務士は、総理令が定めるところにより、その業務遂行に必要な教育を受けなければならない。

韓国の場合には税務士の教育として税務士法に定められています。

6. 法第13条の2「合同事務所の設置」

①税務士は、その職務を組織的に行って信用を高めるために、3人以上の税務士で構成する合同事務所を設置することができる。

②合同事務所の設置、運営その他必要な事項は大統領令で定める。

③合同事務所はこれを法人とすることができる。

④第3項の法人に関してこの法に規定がない事項については、商法の合名会社に関する規定を準用する。

⑤本法中の税務士に関する規定は、その性質に相反しない限度において第3項の法人に

対して、これを準用する。

韓国では、税務士法に合同事務所の設置が定められていますが、現実にはその数は少ないようです。

7. 法第16条「有給公務員兼任又は営利業務禁止」

①税務士は報酬がある公務員を兼ねることができない。

②税務士は財務部長官の許可を受けずに、営利を目的とする業務に従事したり、営利を目的とする者の使用人になったり、又は営利を目的とする法人の業務の執行社員、理事又は使用人になったりすることはできない。

③第6条の規定により登録をした公認会計士又は弁護士が、公認会計士又は弁護士の業務を遂行する場合は、第2条(税務士の職務)の規定により許可を受けたものとみなす。

日本では、税理士が会計法人を設立し営利事業を兼任する場合はしばしば見られ、何かと物議を呼んでいます。韓国では営利業務を禁止しています。

8. 法第16条の2「損害賠償責任の保障」

税務士はその職務を遂行するに当たり、故意又は過失によって依頼人に損害を発生させる場合、その損害に対する賠償責任を保障するために大統領令が定めるところにより保険への加入等、必要な措置を取らなければならない。

税務士は、税務士法により強制的に保険加入が義務付けられました。

VI. さいごに

以上のように簡単な韓国の税制と税務士制度をご紹介しましたが、具体的な内容は、是非8月4日のシンポジウムに参加していただき、実際自分の目で見、耳で聞いて確かめてください。当日は同時通訳によるイヤホンを使用し国際会議を体験することができます。また、資料集を作成し配布いたしますので重ねて参加のお願いを申し上げます。

表1 現行租税体系表

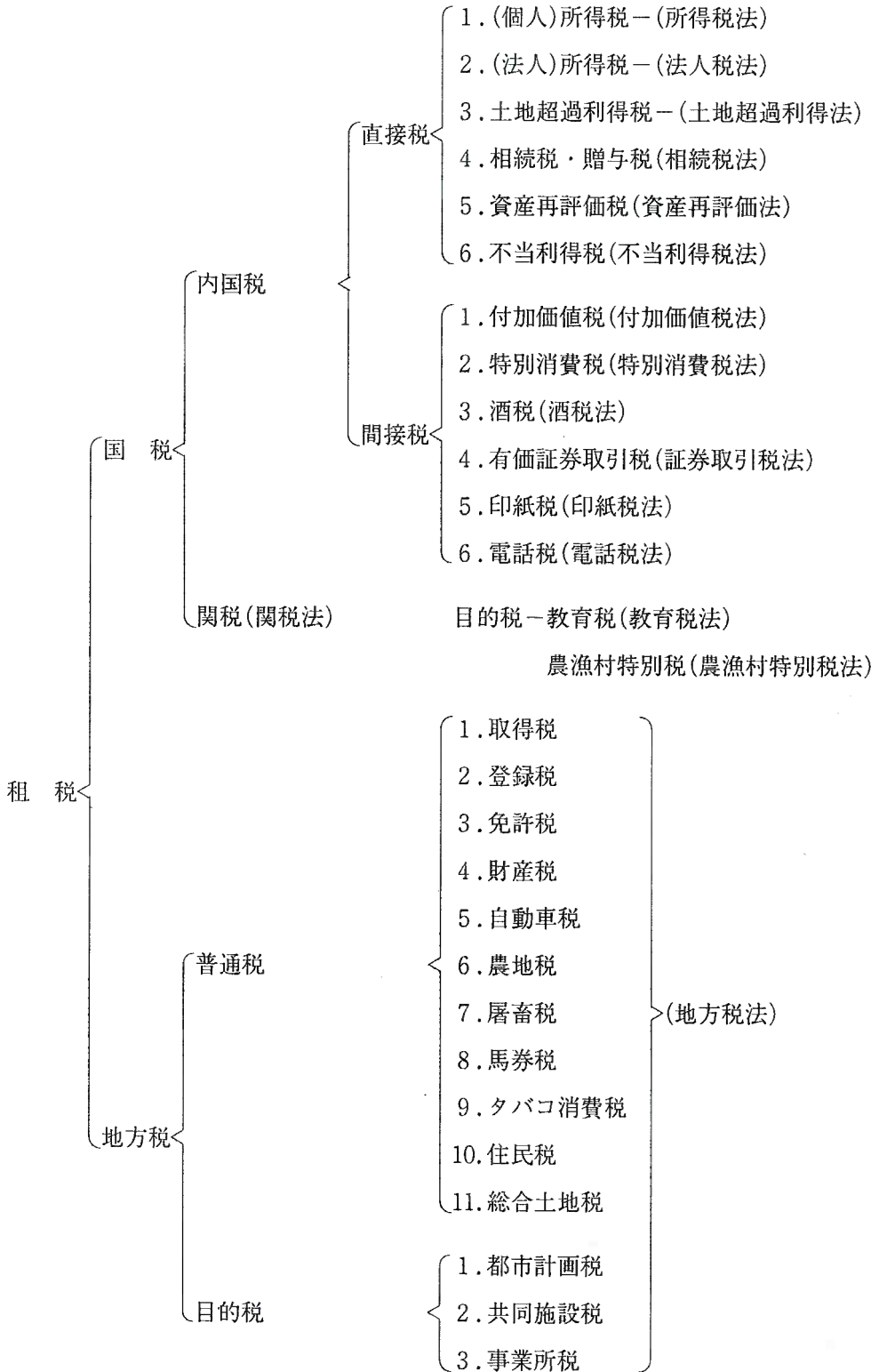


表2

税務調整計算書は次のような書式からなっている。

法人税税務調整計算書総括表

(有無は例示)

連番	書式番号	書 式 名	該当事項有無	添附有無
1	施行規則1	法人税課税標準及税額申告書	○	○
2	2	法人税課税標準及税額計算書	○	○
3	2の付表	最低限税調整計算書		
4	3(1)甲	控除減免税額及追加納付額合計表(甲)	○	○
5	3(2)乙	同 上 (乙)	○	○
6	3(3)付表	控除減免税額計算書(1)		
7	◇2	同 上 (2)		
8	◇3	同 上 (3)	○	○
9	◇4	同 上 (4)		
10	◇6	追加納付税額計算書	○	○
11	◇7	企業合理化積立金明細書	○	○
12	3(2)	加算税額計算書		
13	3(3)甲	源泉納付税明細書(甲)	○	○
14	3(3)乙	同 上 (乙)		
15	4	特別賦課税標準及税額計算書		
16	5	防衛税課税標準及税額計算書		
17	6表	所得金額調整合計表	○	○
18	6の付表	科目別所得金額調整明細書	○	○
19	6-1	収入金額調整明細書	○	○
20	6-2	賃貸保証金等の間住益金調整明細書		
21	6-2(1)	証券取引準備金調整明細書		
22	6-2(2)	中小企業等投資準備金調整明細書	○	○
23	6-2(3)	鉱業投資準備金調整明細書		
24	6-2(4)	海外市場開拓準備金調整明細書		
25	6-2(6)	海外事業損失準備金調整明細書		
26	6-2(7)	海外投資損失準備金調整明細書		
27	6-2(9)	地方移転準備金調整明細書	○	○
28	6-2(10)	法人本社地方移転準備金調整明細書		
29	6-2(11)甲	技術開発準備金調整明細書(甲)	○	○
30	6-2(11)乙	同 上 (乙)	○	○
31	6-2(12)	技術損失準備金調整明細書	○	○
32	6-2(13)	投融資損失準備金調整明細書		
33	6-3(1)	特別修繕充当金調整明細書		
34	6-3(2)	退職給与充当金調整明細書	○	○
35	6-3(3)	団体退職保険料調整明細書	○	○
36	6-3(4)	貸損充当金及貸損金調整明細書	○	○
37	6-4(甲)	接待費等調整明細書(甲)	○	○
38	6-4(乙)	同 上 (乙)	○	○

表2(続)

連番	書式番号	書 式 名	該当事項有無	添附有無
39	6-5(甲)	外貨評価差損益調整明細書(甲)	○	○
40	6-5(乙)	同 上 (乙)	○	○
41	6-6(1)	工事負担金、保険差益、国庫補助金で取得した固定資産損金算入調整明細書		
42	6-6(2)	有形固定資産減価償却費調整明細書	○	○
43	6-6(3)	有形無形固定資産減価償却費調整明細書		
44	6-6付表	資本的支出金額明細書	○	○
45	6-7(甲)	仮支給金等の認定利子調整明細書(甲)		
46	6-7(乙)	同 上 (乙)		
47	6-9(甲)	建設資金利子調整明細書(甲)	○	○
48	6-9(乙)	同 上 (乙)	○	○
49	6-10	在庫資産評価調整明細書(甲)	○	○
50		同 上 (乙)		
51	6-11	税金公課金明細書	○	○
52	6-12	先給費用明細書	○	○
53	6-13	寄附金明細書	○	○
54	6-14(甲)	非業務用不動産等に関連した差入金支給利子調整明細書(甲)	○	○
55	6-14(乙)	同 上 (乙)	○	○
56	6-14(丙)	同 上 (丙)	○	○
57	6-15(甲)	業務無関係資産に準ずる不動産の支給利子調整明細書(甲)		
58	6-15(乙)	同 上 (乙)		
59	7	特別費用調整明細書		
60	8	寄附金調整明細書		
61	9(甲)	資本金と積立金調整明細書(甲)	○	○
62	9(乙)	同 上 (乙)	○	○
63	10(1)	非課税所得明細書		
64	10(2)	所得控除調整明細書		
65	10(3)	重要計定明細書	○	○
66	10(4)	調整後収入金額明細書	○	○
67	11	所得区分計算書		
68	12	中小企業基準検討表	○	○
69	13	非喪葬代法人基準検討表		
70	14(1)(甲)	株式移動状況明細書(甲)	○	○
71	14(1)(乙)	同 上 (乙)		
72	14(2)(甲)	地上配当所得計算及所得資料明細書(甲)		
73	14(2)(乙)	同 上 (乙)		
74	14(3)	源泉除税徴収及納付状況表	○	○
75	14(4)	所得資料提出状況表	○	○
76	法人規定	要約貸借対照表	○	○
77	法人規定	要約損益計算書	○	○
78	法人規定	要約原価明細書	○	○
79	法人規定	要約利益剰余金処分計算書及欠損金処理計算書	○	○

表3 機 構 図 表

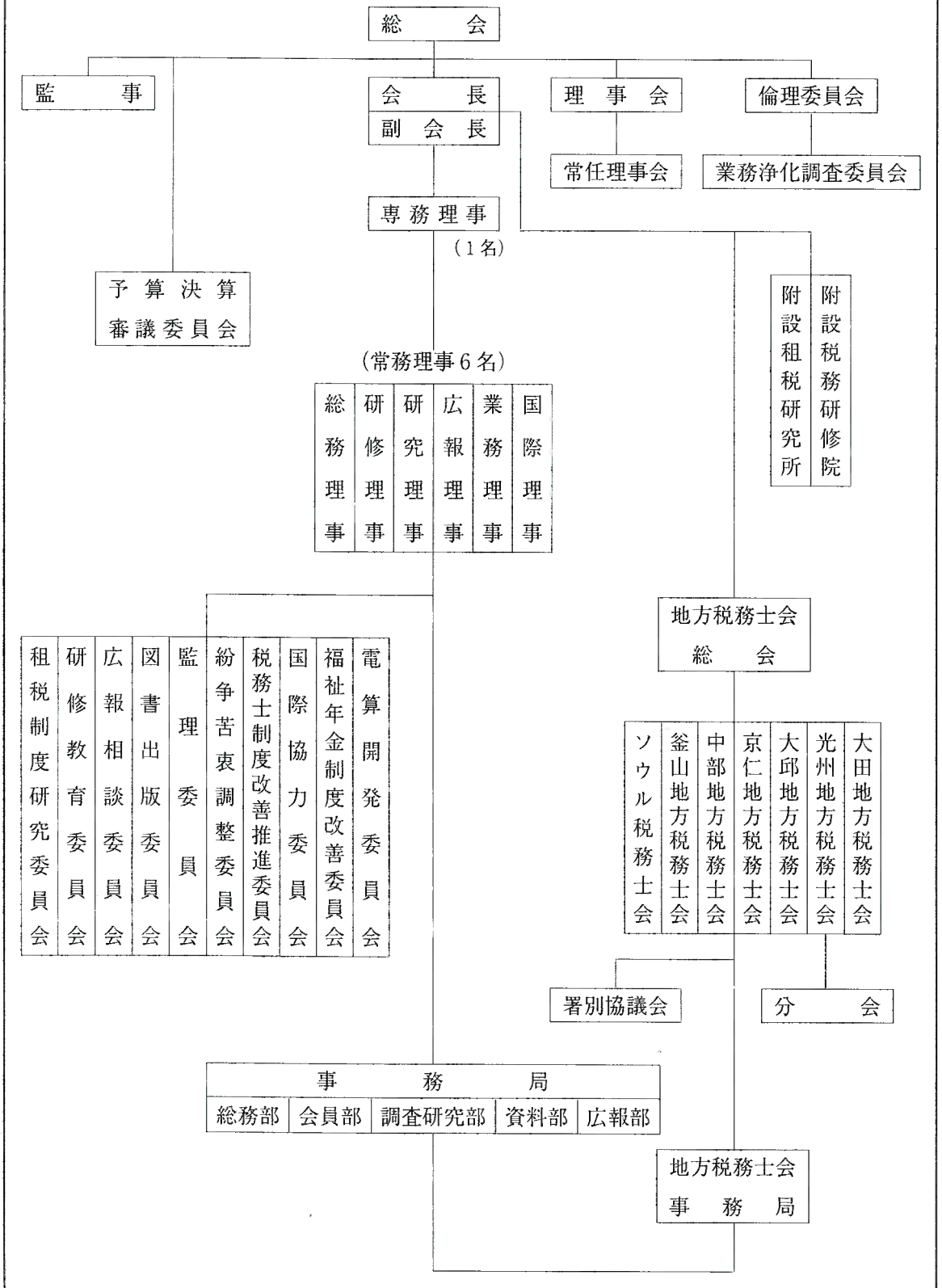


表4 會員現況 (1996. 9. 30現在)

地域別 現況

韓國稅務士會

本・地方會別	區分	登録會員	構成比(%)	休業會員	開業會員	備 考
合 計		3,392	100.0	143	3,249	
ソ ウ ル		1,506	44.4	87	1,419	
釜 山		483	14.2	14	469	
中 部		465	13.7	23	442	
京 仁		382	11.3	5	377	
大 邱		228	6.7	6	222	
光 州		189	5.6	6	183	
大 田		139	4.1	2	137	

資格別 現況

區 分	試 験 合格者	國 稅 經歷者	修 士 博 士	高 等 考 試	教 授	公 認 會 計 士	辯 護 士	合 計
人 員	2,009	821	290	2	9	225	36	3,392
比 率	59.2	24.1	8.6	0.1	0.3	6.6	1.1	100.0

新規登録會員

月 別	96. 4	5	6	7	8	9	10	11	12	97. 1	2	3	計
登録人員	8	7	7	44	13	3							82

表5 附則 (大統領令第14980号 1966. 4. 19)

- ① (施行日) 本令は、その公布日から施行する。
- ② (試験に関する適用例) 別表1及び別表2の改正規定は、1997年1月1日以後最初に行われる試験から適用する。

〈別表1〉 第1次試験科目(第1条第2項関連)

科 目	出 題 範 囲
財 政 学	
会計学概論	
税法学概論	国税基本法、国税徴収法、租税犯処罰法、所得税法、法人税法、付加価値税法、国際租税調停に関する法律
商 法	会社編
英 語	

〈別表2〉 第2次試験科目(第1条第2項関連)

科 目	出 題 範 囲
税法学1部	(未)
税法学2部	(未)
会 計 学	簿記、財務諸表論、原価計算、税務会計

資料1

法律第 号

国税基本法中改正法律案

国税基本法の内一部を次のように改正する。
第7章の2(第81条の2並びに第81条の9)を
次のように新設する。

第7章の2 納税者の権利

第81条の2(納税者権利憲章の制定及び交付)

①財政経済院長官は第81条3及び第81の9が
規定した事項其他納税者の権利保護に関す
る事項を含む納税者権利憲章を制定し告示
しなければならない。

②税務公務員はつぎの各号の1に該当する場
合には、第1項の規定による納税者権利憲
章の内容が収録された文書を納税者に交付
しなければならない。

1. 租税脱漏罰節次法の規定による犯則事件
(以下“犯則事件”とする)に対する調査
をする場合
2. 法人税の決定又は更正のため調査など、
賦課処分のため実地調査をする場合
3. 事業者登録証を交付する場合
4. 其他大統領令で定められる場合

第81条の3(重複調査の禁止)

税務公務員は租税脱漏の嫌疑が認められるよ
うな明白な資料がある場合去来相手方に対し

て調査が必要な場合

2以上の事業年度に関連して誤診がある場合
其他これらに類似する場合に大統領令で定め
られる場合を除外しては同じ税目及び同じ課
税期間に対し再更正、再調査をすることはで
きない。

第81条4(税務調査に代理人の助力をうける
権利)

納税者は犯則事件の調査、所得税・法人税・
附加価値税の決定又は更正のための調査等其
他大統領令で定められる賦課処分のため実地
調査をうける場合に辯護士・公認会計士・税
務士又は租税に関わり専門知識を持つ者で大
統領令で定められる者に調査を立合わせ、意
見を陳述させたりすることができる。

第81条の5(納税者の誠実性推定等)

税務公務員は納税者が税法で定められた申告
などの納税協力義務を履行しなかったり、納
税者に対し具体的な脱税提報がある場合など
大統領令で定められる場合を除外しては納税
者が誠実で納税者が提出した申告書などが真
実であるものと推定することとする。

第81条の6 (税務調査の事前通知と延期申請)

①税務公務員は国税に関する調査のため帳簿・書類其他資料などを調査する場合には調査をうける納税者(納税者が第82条の規定により納税管理人を定め管轄税務署長に申告した場合には納税管理人を称す。以下この条に同)に調査開始7日前に調査対象税目及び調査事由其他大統領令で定められる事項を通知しなければならない。但し、犯則事件に対し調査する場合又は事前通知によって重大な証拠隠滅などのおそれがあり調査目的を達成できないと考えられる場合にはこれに異なる。

②第1項の規定により通知をうけた納税者が天災地変其他大統領令で定められる理由により調査をうけることが困難な場合には大統領令の定めにより管轄税務官署の長に調査の延期を申請することができる。

第81条の7 (税務調査についての結果通知)
税務公務員は犯則事件の調査、法人税の決定又は更正のための調査など大統領令で定められる賦課処分のための実地調査終了後にはその調査結果を書面で納税者に通知しなければならない。但し、納税者の所在がわからない場合其他大統領令で定められる場合にはこれに異なる。

第81条の8 (秘密維持)

①税務公務員は納税者が法律で定められた納税義務を履行するために提出した資料及び国税の賦課又は徴収を目的で業務上取得した資料等(以下“課税情報”とする)を他人に提供又は漏洩したり目的外の用途に使用してはいけない。但し、次の各号の1に該当する場合にはその使用目的に相合する範囲内で納税者の課税情報を提供することができる。

- 1. 地方自治団体等が法律で定められる租税

の賦課又は徴収の目的などに使用するため、課税情報を要求する場合

- 2. 国家機関の租税争訟又は、租税犯の訴追目的のため課税情報を要求する場合
- 3. 法院の提出命令又は法官が発付した令状により課税情報を要求する場合
[注：法院=裁判所、法官=裁判官]
- 4. 税務公務員相互間の賦課、徴収又は質問、検査上の必要による課税情報を要求する場合

②第1項第1号及び2号の規定により課税情報の提供を要求する者は次の各号の事項が記載された文書により該当税務官署の長にこれを要求しなければならない。

- 1. 税務者の人的事項
- 2. 使用目的
- 3. 要求する情報の内容

③税務公務員は第1項及び第2項の規定に違反して課税情報の提供を要求される場合にはこれを拒否しなければならない。

④第1項の規定により課税情報を知り得た者はこれを他人に提供又は漏洩したりその目的外の用途に使用してはならない。

第81条の9 (情報の提供)

税務公務員は納税者が納税者の権利の内容又はその行事に必要な情報を要求する場合迅速に提供するよう努めなければならない。

第85条の2を削除する。

附 則

この法は公布した日より施行する。但し、第81条の2第2項の改正規定は1997年1月1日より施行する。

ソウル大会は家族も満足必至

東京青税 森 谷 修 一

はじめに

ソウル大会がいよいよ目前に迫りました。参加費用を見ながら申し込みをしようか迷っている方も多いと思います。迷う気持ちもわかる。しかし、申し込んでください。決して後悔はさせません。少なくとも家族から文句は出ません。ではなぜ私がそう言い切れるのか？まあ聞いてください……。

わたしの秀子の初韓国

私はこれまでに、総会下見2回を含めて4回韓国に行きました。そのなかで、最も印象の強かった最初の旅行のことを聞いてください。それは6年前、得意先の旅行に混ぜてもらって妻と一緒にいった時のことでした。この時のできごとを私の妻・秀子の活躍とともにお話ししましょう。

出発前まで、私はかなり気が重く「南方リゾート系」を主張する秀子を、お客の絡みだから堪えてくれるよう説得していたことを記憶しています。「あたしは、絶対キムチなんか食べないわ！」成田に着いてまで言い放つ秀子を苦笑いでごまかしながら出発したのですが、この重苦しい雰囲気は現地に着いてから行った「カルビ焼き」の店まででした。元来、私は「日本一おごりがいのある男」と言われていることからわかるように、きわめて食べっぷりがよく、ニンニクの姿焼きまで肉にくるんでムシャムシャ食べたのはいうまでもないのですが、お腹がいっぱいになって冷静さを取り戻し、ふと隣を見ると、秀子も負けずに食べてるじゃないですか。「あーらー、おいしいわー」なんて、いつもより1オクターブ半も高い作り声まであげて……。

このカルビ焼きを皮切りに、その後の行程において、彼女は堰をきったように、石焼きビビンバ、冷麺、あわび入り朝粥、韓国風お好み焼き、韓定食と食べ続け、毎食キムチをバクバクやり、お土産げにキムチお徳用パックまで得意げに持ち帰りました。

さて、この中年の人妻は、なぜこのように変わっていったのでしょうか？その答えは、それほど韓国の料理はおいしかったのです。とめどないほどに、人の心を乱すほどに……。

というような訳で、私は、国際シンポジウムに参加しないご家族の皆様には是非、韓国の「食」を知っていただきたいと思い、家族向け講演会を企画しました。

家族向け講演会その1「味覚」

今回の旅行のオプションには、勿論、おいしい食事がいただけるような手配がしてあります。しかし、くいしんぼうの私としては、食べに行っておいしいだけじゃ物足りないのです。そのおいしいものを家でも会いたい、毎日食べたい。(このような父の姿を見て育った長男7歳は、家族で食事に行った際、帰りぎわに「おばちゃんおいしかったよ、ぼく毎日来るからね。」と言ってしまい「ぼうや、ちょっと待ちな」と呼び止められて、従業員の休憩用お菓子をもらっていました。)

しかし、現地で料理の先生を捜すというのは、いかに東京青税の組織力をもってしても不可能であろうと思われました。ところが、下見旅行の際の現地添乗員、コン・ヘーギョン女史が、この講師を引き受けてくれるというのです。彼女は韓国の人妻であり、韓国風家庭料理、勿論キムチの製造法にも精通し、日本語も極めて堪能で、しかも野際陽子（キ

ーハンター出演、このとき競演した千葉真一と結婚するもやがて離婚。しかしカレーのCMは記憶に鮮明)に似ています。

この強力講師出現によって、税理士がシンポジウムをやっている最中に「キムチ作り」を習うことが現実の問題となりました。また、この講演では古くなって酸味がでたキムチの料理法や、手軽な韓国家庭料理も披露していただき、夏場の体力が落ち気味の時の「もう一品」に備えようと考えています。

家族向け講演会その2「買い物」

今回の総会を行うソウル・ヒルトンホテルから歩いて5分のところに「南大門市場」があります。この市場では衣料品や食品などが売られているのですが、日本の市場と違うのは24時間営業なのと、値札が見あたらないことです。日本では、観光客、周辺住民、商売人では、普通、買い物をする場所が違います。東京を例にとると、銀座に観光客がいて、中野ブロードウェイで私がシャツを買って、合羽橋商店街では板前さんが包丁を買いに行くというような、ローカルな構図が容易に想像できます。しかし、この南大門市場は、これらの客をすべて飲み込んでしまいます。日中は観光客、夕方から夜が一般住民、深夜が業者と、時間帯によって客層が変わるマルチプライス・ゾーン(多重構造経済市場・用語は創作)だったのです。従って、日本人旅行者と見れば当然高くなります。この市場に下見に行った時、さほど安いと感じなかったのは、小雨の降る中、思いっきり「ヒルトンホテル」と書いた傘を借りて、ゾロゾロ歩いていったからだ、と私は確信しています。

私の最初の韓国訪問の時に「真夜中の買い出しツアー」というのをやりました。私はホテルで寝込んでしまったので不参加でしたが、女性陣がこの南大門市場に深夜攻め込んだのです。この時の侵攻作戦は、まず大量のウォン紙幣を現地人ガイドに預け、自らも現地人

になりすまし(それらしい軽装と、日本語禁止)午前2時頃のホットな業者タイムに目的地に潜入、標的を確認した後で一時後方に離脱(このときの秀子のターゲットは子供服)、ガイドに小声で標的を指示、ガイドがハングル語で交渉して買いまくるというものでした。

翌日の朝、私が目を覚ますと、隣のベッドには「どうやって持って帰ってきたの」と、思うくらいの子供服を前に興奮しながら、どんなに安くこれを手にしたかを語る秀子が居たのでした。勿論、秀子は完全徹夜!この経験をふまえ、私は家族向け講演会には「買い物情報」も加えねば、と思いました。外国に行けば、どこにでも穴場というものがあるでしょう。しかし、特に韓国では、出版物程度の情報では、はっきり申し上げまして「うわつつらをなでるような」買い物しかできません。そこで、今回の総会開催に協力していた近畿日本ツーリストには、特にこの点を良くかんでふくめ、腕っこき添乗員・松藤明氏を講師で出していただき、ねばり強い交渉の末、ガイドの奥義ともいえる「買い物情報のすべて」を、公開するという約束もとりつけております。

まとめ

今回のソウル大会は、初めての日韓合同シンポジウムなど、税理士にとって意義のあるものとなるでしょうから、この総会には、できるだけ多くの青税会員に参加していただきたい。そのためには、会員のご家族にも楽しんでいただけるようなものを作らなくてはいけない。子供達を遊ばせておける場所も用意しなければならない。このような主旨から家族向けイベントも充実させました。ぜひ、これらの企画をご家族に説明していただき「こんなのやるけど行きたいか?」と、一言ご家族に聞いてみて下さい。ただし、これらが、いかにおもしろそうであっても、会員はシンポジウムに出席してください。なるべく……。

ソウルでお待ちしております

ソウル大会実行委員長 小池幸造

(1) いよいよ、全国青税第30回記念大会がソウルで開催されるのもあと1ヶ月にのりとしています。参加申込みなされた人数は約350人にも達しています(本稿脱稿6月30日現在)。

ソウル大会開催が正式に決定されたのは、昨年8月の定時総会のときです。それから1年。この間に、海外開催にもかかわらず皆様から多大なご支援ご協力をいただき、感謝に耐えません。しかし一方で、数々のご批判もいただいていることも事実です。ここでソウル大会開催の意義等について改めて述べさせていただきます。

東京青税で記念すべき全青第30回大会をお引き受けすることを決定したのは、2年前の全青定時総会のときです。東京青税ではこの記念大会をどこで開催するか、どのような企画にするか等々、時間をかけて検討しました。結論は、ソウルで開催しよう、日本ではできない企画を考えよう、ということになりました。

その直接的な理由には、①'92年に東京青税が韓国税務署視察に行ったときの「カルチャーショック」を多くの会員の方にも体験して欲しい、②隣国である韓国にも税理士制度(韓国では「税務士制度」)があり、わが国の制度を手本としながらも、今やわが国より進んでいる、③韓国にも試験合格者の会(韓国税務士考試会)が存在し、この団体と交流することは国際化の流れのなか、有意義であり、シンポジウムを共同開催できないか、などがあげられます。

しかし、以上の直接的な理由だけではありません。会員の皆さんの多くは海外旅行の経験があると思います。その時には、やはり「百

聞は一見にしかず」、あるいは、「日本はいかに島国か」を再認識したことがあるはずで、現在のように経済のグローバル化が急速に進展するなか、今のままでは、島国日本は世界からあるいはアジアから次第にとり残されていくのではないのでしょうか。

とりわけ、島国日本の税理士制度はどうなっていくのでしょうか。税理士制度が存在する国は、ヨーロッパではドイツ・オーストリアの2ヶ国、アジアでは韓国と日本の2ヶ国しかありません。韓国の税務士試験科目には英語があります。つまり、韓国では既に税務士業務の国際化をにらんでいるということです。税務士法の税務士の使命には「納税者の権利擁護」が入っています。遅れているのは、実は日本の税理士制度ではないですか。

「日本の税理士制度は遅れている」ということを、韓国税務士考試会とのシンポジウムで認識いただければ幸いです。このシンポジウムは、青税ならではの企画です。各地の税理士会や任意団体が韓国の税務士会などとの交流を図っていますが、シンポジウムを共同開催したことはありません。わが国の税理士と韓国の税務士が共同でシンポジウムを開催するのは、これが初めてであり、歴史的にも重要な意義をもつことなのです。

是非このシンポジウムの成果にご期待いただきたい。

また、島国日本は外国の変化や流れになかなか疎いものです。ソウル大会開催に対するご批判のなかに、時代錯誤のものもありました。この時代錯誤の批判をなさっている方々は、10年ぐらい前までの韓国を想像しているのではないのでしょうか。「時代」は生き物です。常に変化しています。この変化を自らの

眼でみて下さい。

また、参加するための費用が高い、とのご批判もいただきました。確かに絶対金額は高いです。しかし、従来と異なり2泊であること、韓国税務士とのシンポジウムがあること、開催地が海外であるため、そのための諸経費が国内よりかかること、そして何よりも全青第30回記念大会であること、をご配慮いただけると幸いです。

(2) 私事になって恐縮ですが、私自身は昨年4月の東京青税第1回準備視察で初めて韓国に行きました(本当です)。その後韓国税務士考試会の方々とは4回の視察にわたりお会いしましたが、考試会のメンバーの方は眼が輝いています。日本の制度に対する質問も鋭いです。「なぜ日本の税理士は消費税率アッ

プに反対しないのか」とも言われました。この数回の会談を通じて、私自身こそ韓国の税務士の方に対して認識不足であったことを痛感させられた次第です。

(3) 東京青税では、現在ソウル大会の準備に余念がありません。わが国の税理士制度がさらに発展するためのシンポジウム開催だけでなく、安全に対しても万全の体制を組み、家族の方に安心して楽しんでいただけるよう細心の注意をはらった体制の準備をしております。

ソウル大会に参加なさらなかった会員が、「私も参加すれば良かった」という言葉を聞けるようになれば、との思いで皆様のおいでをソウルでお待ちしております。

「今、東京青税では」

東京青税 橋本和枝

東京青税は、研究・制度・親睦の3つの柱を中心に活動しています。そして、この1年間は特に、第30回ソウル大会を成功させるため、執行部一丸となって準備を進めてきました。

ソウル大会の参加申込者も各単位青税の皆様のご協力により300名を超えることができました。現在、韓国税務士考試会とのシンポジウムの内容の充実と、参加される皆様にご満足いただけるよう準備を進めています。

3つの柱のうちの1つである研究活動は、会員の業務の資質向上をはかることを目的として、毎月幅広い研究会を開催しています。

税法学を基礎から学び、納税者の権利を擁護する税理士としての基本的な考え方を身につける目的で開催されている「税法学原論研究会」は、1冊の本を2年間かけて勉強しており、今年度からPart 4が始まります。

また、最近の国税通則法関連の判例を素材に、実務に役立つ通則法の勉強を目的として「国税通則法研究会」を毎月開催してきました。今年度は、青法協の弁護士さんのご協力を得て、民法の研究会を開催する予定です。

月例研修会では、実務に役立つテーマを取り上げており、税務調査のテーマのときは会場が満席になるほどの大勢の参加者があります。

また、東京青税は地域ごとに23の部会に分かれています。多くの会員が研修会に参加できるように、部会と共催でいろいろな場所で研修会を開催するよう努めています。

パソコンについての関心は他の単位会と同様に高く、「東京電脳倶楽部」の研修会には、毎回多くの会員が参加しています。

このほか、新合格者・準会員を対象に、租税法の体系を集中的に学ぶため、日本大学法

学部教授、北野弘久先生を講師に招いて開催される「租税法の連続基礎講座」や、会員事務所の職員を対象に開催する研修会など、東京青税は研究活動に力をいれています。

そして、秋季シンポジウムにはこれらの研究会での勉強の成果の発表の場として、できるだけ新しい会員が参加するよう呼びかけています。

制度については多くの会員が理解を深め、一緒に活動できるよう、学習会を開催してから意見書等を作成するよう努めています。

この1年間では、消費税の税率凍結を求める国会陳情、情報公開法要綱案に関する意見書、国民総番号制に繋がる虞のある住民基本台帳コード制度についての学習会、国税職員の不当な天下り行為に対する要望書の提出等を行いました。

会員相互の交流・親睦をはかる目的では、同好会活動や旅行などの行事を行っています。

夏には納涼大会と称して、会員とその家族・事務所職員を交えてのボーリング大会、野球観戦、東京湾クルージング等、毎年楽しい催しを企画しています。

そして、春の旅行はその年の状況にあわせて、温泉一泊旅行、香港や韓国への海外旅行等を行っています。今年はサロン型観光バスによる、福島県地切温泉への日帰り旅行をしました。行きのバスから宴会が始まり、温泉旅館でまたお酒とカラオケ、漁港で新鮮な魚のおみやげを買って、みんな飲み疲れと騒ぎ



地切温泉での記念写真

疲れで帰りのバスはとても静かでした。参加者の感想は……一泊旅行のときより中身が濃かったかな？

同好会はゴルフ、ダンス、野球があります。3年前、神奈川青税主催のダンスパーティに招待され、刺激をうけて発足したダンス同好会「鹿鳴館倶楽部」も、昨年ミニパーティを



春の旅行 韓国の民族衣装 開催しました。また、昨年、近畿青税の役員の方々との交流会の翌日、ダンスの練習会に参加させていただき、東京青税も頑張ろうという気持ちになって帰ってきました。

このほかの行事として、毎年、税理士試験合格者祝賀会を開催し多くの入会者を得ています。

***** 編集後記 *****

第114号は高取執行部最後の広報です。今回はソウル大会をまじかに控えておりますので、ソウルでは有意義な時間を過ごしていただきたいとのことから、ソウルでの予備知識になるような記事を、ソウル大会実行委員の方々にお願いしました。ソウルでは韓国の税制や税務士制度の研修だけでなく、買物や食文化等も楽しんで下さい。四海兄弟・敬天愛人・鹿鳴之宴・胡蝶之夢 (広報部)



地切温泉日帰り旅行 サロンバスでの宴会